

千葉市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第28号

千葉市水道給水条例の一部を改正する条例

千葉市水道給水条例（昭和50年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第29条及び第37条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千葉市水道給水条例（次項及び第5項において「改正後の条例」という。）第29条の規定は、この条例の施行の日（以下この項、次項及び附則第5項において「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金の額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る改正後の条例第29条の規定の適用については、同条中「100分の110」とあるのは「100分の108」とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

- 5 改正後の条例第37条第3項の規定は、施行日以後の申込みに係る給水申込納付金について適用し、施行日前の申込みに係る給水申込納付金については、なお従前の例による。